

令和5年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第19日（令和5年3月24日 金曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

- 日程第1 議案第5号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」から  
議案第27号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」  
までの議案23件及び令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託し  
た請願の審査結果について一括議題  
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣の件

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

- |        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主任   | 大住 裕紀 君 |
| 主幹     | 藤岡康二郎 君 |      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                        |         |                         |         |
|------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市長職務代理者<br>副市長         | 磯脇 堂三 君 | 会計管理者兼<br>会計課長          | 井上 美樹 君 |
| 税務課長兼<br>固定資産評価員       | 谷崎 清 君  | 企画財政課長                  | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長                  | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 消 防 次 長 兼<br>消 防 署 長    | 宮地 直道 君 |
| 健康推進課長                 | 山下 育 君  | 福祉事務所長                  | 岡田 哲治 君 |
| 市 民 課 長                | 岡田 旭生 君 | まちづくり対策課長               | 中尾 吉宏 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 国立公園＊<br>ジオパーク推進課長      | 酒井 満 君  |
| 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長   | 和泉 政彦 君 | 水 道 課 長                 | 山本 実 君  |
| じんけん課長                 | 亀谷 幸則 君 | 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長     | 畑山 正王 君 |
| 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 | こども未来課長                 | 中津 恵子 君 |
| 生涯学習課長                 | 西原 貴樹 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 田村 五鈴 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和5年土佐清水市議会定例会3月会議、第19日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時14分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいま、市長から、議案第28号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」及び議案第29号「工事委託協定の変更について」の議案2件が提出されました。  
お諮りいたします。

この際、議案第28号及び議案第29号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号及び議案第29号を議題とすることに決しました。

議案第28号及び議案第29号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者 副市長。

（市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇）

○市長職務代理者 副市長（磯脇堂三君） おはようございます。

ただいま御提案いたしました議案第28号及び29号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第28号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）」については、3月14日夕刻に園児・児童の送迎を終え、帰途中に自損事故を起こし廃車となりました15人乗りスクールバスを購入する経費といたしまして、450万円を補正計上するものでございます。

本予算につきましては、コロナ禍の影響により、発注から納車までの期間が長期化していますので、早期に発注する必要があることから予算計上するものでございます。

なお、予算を繰越しして使用できるよう、繰越明許費を設定しております。

当該補正予算の財源といたしましては、普通交付税を増額して対応することとしております。

これにより、一般会計の予算総額は107億5,634万9,000円となります。

次に、議案第29号は、高知県と工事委託協定を締結し、実施しております工事において、事業費、市負担額及び工期に変更が生じたことに伴い、議会の議決を求めるものでございます。

本件につきまして、御審議をいただき、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（細川博史君） 以上で、議案に対する提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第28号及び議案第29号は、所管の委員会に付託し審議を願うこととなっております。この点十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号及び議案第29号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催し、終了後、産業厚生常任委員会を開催お願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。午後 2 時をめぐりに再開いたします。

午前 10 時 18 分 休 憩

午後 1 時 57 分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第 1、議案第 5 号「令和 4 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 9 号）について」から議案第 29 号「工事委託協定の変更について」までの議案 25 件及び令和 4 年第 2 回定例会 12 月会議で付託した請願の審査結果について一括議題といたします。

ただいまから、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、岡本 詠君。

（予算決算常任委員会委員長 岡本 詠君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡本 詠君） 令和 5 年土佐清水市議会定例会 3 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第 8 号「令和 5 年度土佐清水市一般会計予算について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費について。

委員から、保育園保育料等無償化事業費補助金についての事業内容はどの質疑があり、執行部の説明によりますと、事業の概要としては、土佐清水市に住所を有する未就学児が幼稚園に入園する場合に、これらに係る保育料及び一時預かり保育料について、全額免除することとし、市から幼稚園に対してその分の補助を行うものとの説明がありました。

委員から、この事業は、子育て世帯には、とてもありがたい事業だと認識しているが、来年度以降も継続して事業を実施していく予定があるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、子育て環境充実の一環として、保育園・幼稚園の保育料無償化を施策として打ち出しており、来年度以降も基本的には続けていきたいとのこととあります。

委員から、国の政策により、保育園の無償化は、ゼロ歳から 2 歳までの非課税世帯と 3 歳から 5 歳までの全園児となっているが、国策から漏れる園児の分について、子育て環境の充実ということで市独自でこういう対策をするというのは、高く評価している。この事業は今後も継続してやっていただきたいとの意見がありました。また、県下の他の市町村で、保育料を無償化している自治体はあるかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、近隣では大月町の公立 1 園が保育料無償化というのは把握しているとのこととあり、了承いたしました。

また、委員から、財源のふるさと納税 250 万円の使い方もいいと思う。ふるさと納税がな

ければ、一般財源から出していくという形で、一つの施策としてぜひ継続してやっていただきたいとの要請がありました。

同じく歳出中、7款4項2目公園費について。

委員から、グリーンハイツ墓地整備工事について、整備する墓地の数と効果についてはどの質疑があり、執行部の説明によりますと、現在、市が管理している墓地においては6区画が空いている状況となっており、近年の使用の申請等から考慮すると不足の状況にあることから、今回、グリーンハイツ墓地において、219区画を整備する予定であるとのことでもあります。

委員から、219区画を整備するというのは、グリーンハイツ墓地の全体かとの質疑に対し、執行部から、グリーンハイツ墓地は全部で5段で構成されており、現在は下の2段を墓地として使用している。今回の整備工事では、残っている上の3段分を活用して219区画を整備するものであるとの説明があり、了承いたしました。

同じく歳出中、8款1項6目災害対策費について。

委員から、防災行政無線戸別受信機型屋外拡声装置設置工事について、今回、西町で実施するということだが、西町以外の工事予定もあるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、令和4年度から防災行政無線デジタルシステムの本格運用が始まったところだが、今回、汐見町、西町、浜町の一部などの産業道路や国道付近で、屋外にいても防災行政無線が聞こえないということが分かった。基本的に屋外で防災行政無線が聞き取れないところには、スピーカーを増設することにより、難聴エリアを解消し、情報伝達を確立することとしている。屋外拡声子局スピーカーの増設工事については、これで終わると見込んでいる。

また、屋内で聞き取りにくいという声が届いているところもあるが、防災行政無線が流れる際に、窓を透かしてもらいなどの聞きやすい環境づくりもお願いをするとともに、どうしても屋内で聞こえない、聞き取れないところには、戸別受信機を設置させていただいているところもあるとのことでもあります。

委員から、昨年、旭町も防災行政無線が聞こえないということで、区長場近辺にスピーカーを新たにつけていただいたが、その周辺でも聞こえない所がまだあるのではないかと思う。その都度新しく立てるといのはなかなか大変なことと思うが、これだけでは十分ではないように思う。例えば、携帯を活用してカバーするなどの考えはないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、防災行政無線のデジタル化に際して、土佐清水市では防災行政無線の内容を文字情報として入手できる防災アプリを導入しており、これまでも周知してきた。また、今年度から総務課で高齢者等のスマホ教室を実施しており、その中で防災アプリの導入についてお願いをしている。防災行政無線については、スピーカーからの音声だけではなく、複数の手段で情報が届くように整備しているとの説明があり、了承いたしました。

## 2、議案第10号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、5款1項1目保健福祉事業費について。

委員から、高齢者補聴器購入補助金については、65歳以上の高齢者の非課税世帯を対象に1人1回のみ助成することだが、故障による買換えは対象にはならないのか、また、1回というのは一生に1回という意味かとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、修理費や買換えの費用は対象となっておらず、本体代金に対し、1人1回の補助となっているとのことであります。

委員から、この事業を実施するに当たって、財源を特別会計の介護保険から支出をする理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、財源として、国の保険者機能強化推進交付金を活用しており、県下において、令和5年度から新しくこの補聴器購入助成を実施する市町村が、いの町と四万十町となっており、いの町については、当該交付金を財源としているとのことであります。この財源は介護保険事業特別会計において予算化し、地域支援事業や市町村の特別給付、保健福祉事業に充当することになっているとのことであります。

委員から、保険者機能強化推進交付金というのは、インセンティブでということで、介護保険制度においては、保険給付費を抑える努力をしている自治体に対し交付するとの予算だが、財務省は、保険者機能強化推進交付金のインセンティブ制度について、介護保険給付費を抑えることとはあまり関係がないということで削りたいという意向をもっているとの情報を聞いたが、そうなった場合、当該助成制度が継続する恒常的な予算になるのかが懸念される。市独自で制度を設けており、継続的な事業実施をしていただきたいが、このことについてどのように考えるかとの質疑に対し、執行部より、国のほうから、このインセンティブの交付金がすぐになくなるという情報は今のところ入っていない。今後、このような情報が入ってきたときは、一般財源なり、ほかの事業で対応できるものがないか検討していきたいとの説明があり、了承いたしました。

## 3、議案第28号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」

歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

歳出中、9款2項1目学校管理費について。

委員から、スクールバス購入費については、特に異存はなく、早急に購入し対応してほしい。また、今回の事故では児童が乗っていなかったことは幸いであったと思うが、事故原因を究明する必要があると考えるが事故の原因についてはどの質疑があり、執行部から、事故原因については、現在、警察が調査中であるとの説明がありました。

委員から、スクールバスの運行業務については、業者へ委託をしているものであり、委託先

がどのような労務管理であったのかということも含め、今後、事故原因の究明をしっかりとっていただきたいという要請がありました。

4、議案第 5 号「令和 4 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 9 号）について」

議案第 6 号「令和 4 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第 3 号について）」

議案第 7 号「令和 4 年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第 4 号）について」

議案第 9 号「令和 5 年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第 11 号「令和 5 年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 12 号「令和 5 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

議案第 13 号「令和 5 年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」

議案第 14 号「令和 5 年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第 27 号「令和 4 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 10 号）について」

以上、9 件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（細川博史君） 次に、総務文教常任委員会委員長 新谷英生君。

（総務文教常任委員会委員長 新谷英生君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（新谷英生君） 令和 5 年土佐清水市議会定例会 3 月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第 21 号「土佐清水市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本案は、市長事務部局、教育委員会事務部局の職員の定数を改正するとともに、消防事務部局に必要な人員の確保を図るため、消防事務部局の職員のうち、ほかの地方公共団体等に派遣している職員を定数に算入しないこととする改正を行うものであります。

改正内容は、定数の条文中、市長事務部局の職員のうち保育所職員 60 人を教育委員会事務部局に改正するとともに、消防事務部局の職員のうち他の地方公共団体の機関等に派遣している職員を定数外とするものとのこととあります。

委員から、ほかの地方公共団体等に派遣をしている職員を定数の外に置くことについて意味があるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、現在、消防事務部局職員の定数は

37名となっているが、令和4年度から、高知県消防防災航空隊に対し、幡多地域で消防本部を置いている土佐清水市、幡多中央消防組合、幡多西部消防組合から、交代で6年ごとに1名を派遣しなければならない規定が設けられたことから、職員の実数が1名減の36名となっている。このことから、職員の実数を確保するため、航空隊に派遣をしている部分については定数から除外できる規定を設けるものであるとのこととあります。

航空隊への派遣については、これまで高知市近辺の消防本部を中心に編成をされていましたが、中央地区の負担が多くなることから、県下全体で職員を派遣するよう見直しがされ、幡多地区においては幡多中央消防組合、幡多西部消防組合、土佐清水市と3つの消防本部があることから、1回の派遣期間を3年間とし、3つの本部で順番に派遣をすることとなり、令和4年4月から、土佐清水市が幡多地区で1番目に職員を派遣しているとのこととあります。

委員から、消防学校や救急救命士等の学校へ派遣している職員は定数内かとの質疑があり、執行部の説明によりますと、消防学校へ派遣している職員については、これまでの規定において、消防事務部局の職員で採用が1年以内の職員に該当することから、消防学校に入校している間は定数外としているとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第26号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」

執行部の説明によりますと、総務省が進めている定住自立圏構想に基づいて、幡多6市町村の枠組みの中で、四万十市と宿毛市を中心として、各種の取組を連携しながら行って、幡多地域全体の活性化を図っていくという定住自立圏形成協定を平成22年度に締結をし、5年ごとに内容の変更を行っている。平成27年に1回目の変更を行い、令和2年に2回目の変更を行っているが、今回のこの協定の3回目の内容を変更するというものであり、この定住自立圏形成協定の締結や変更には、国の要綱と本市の条例において、議決が必要となることから上程するものであるとのこと。今回の変更内容については、四万十市が進めていた看護系4年制大学の誘致に関する取組を削除するというもので、四万十市が大学誘致を断念したことに伴い、この定住自立圏形成協定から、その部分を削除するものとのこととあります。

委員から、四万十市が看護大学の誘致を断念した理由について質疑があり、執行部の説明によりますと、文部省からの指摘があり、長期的に安定的な学生を確保する見通しが立っていないとのことから断念したと聞いているとのこととあります。

委員から、幡多地域のどの市町村も合意できるような内容であれば協定に入れてもいいと思うが、今回のように、学校統合でもめているような四万十市の案件について三市で協定を結ぶというのはどうなのか。その総括も必要ではないかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、新たな事業が出てきたときには、そういったことを勘案しながら十分議論していきたいと



の説明があり、了承いたしました。

3、議案第15号「土佐清水市行政財産の目的外使用に関する条例の制定について」

議案第16号「土佐清水市高度無線環境整備推進事業基金条例の制定について」

議案第17号「土佐清水市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

議案第18号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

議案第19号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第20号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第22号「土佐清水市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、7件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、報告となります。

○議長（細川博史君） 次に、産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君。

（産業厚生常任委員会委員長 山崎誠一君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（山崎誠一君） 産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

令和5年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第23号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、令和5年4月1日より足摺テルメで日帰り温泉を開始するに当たり、利用料金を条例に付け加えることになった。料金は市民と市民以外で分けており、税抜きの金額で市民は大人1,000円、子供・小学生500円、回数券は11枚つづりで大人が1万円、子供・小学生が5,000円とのことである。また、市外は大人が1,363円、子供が681円となっている。また、温泉の利用時間は午前10時から午後3時までとなっており、最終入浴受付が午後2時としている。定休日については、火曜日と水曜日とのことであります。

委員から、以前と比べて料金設定が高くなっているが、昨今の経済情勢を考慮してのことかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、光熱水費等の物価高騰や人件費の増加などを踏まえて料金設定を行った。しかし、採算的には僅かなマイナスになる状況であるが、市民の健

康増進施設ということでもあり、今回の料金設定になったとのことであります。

また、委員から、料金が700円から1,000円に値上がりした分を、市が補填できないか、市民が利用しやすいサポート、サービスはできないかとの質疑があり、執行部から、条例にもあるように、市民の健康増進ということであり、市民が利用しやすい料金は必要だと思っているが、指定管理者との協議の中で今回の料金設定になった。以前と比較ができてにくいのは燃料費等の高騰もあるが、宿泊料金もかなり違っており、理由としてはシャンプーや石けんなどのアメニティなども含めて、今回の指定管理者の仕様に合わせた、高級志向的なサービスを提供するとしているので、以前と同じ料金で対応できないということである。また、これまでも市民の方が温泉を利用していただいていた状況であり、年中割引とはいかないが、1か月に限って市民の方は半額で利用していただくようなサービスを指定管理者が考えており、市広報4月号に掲載する。そういった取組で利用度、感覚を市民の方に見て感じていただき、テルメの利用度アップにつなげたいと思っているので、補填については考慮していないとの説明があり、了承いたしました。

2、議案第24号「土佐清水市地場産品販売施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、道の駅構内にある、地場産品販売施設のリニューアルに伴い、施設利用料の見直しを行うもので、現在の利用料が月額で建物部分が1平方メートル当たり1,200円、テント部分では600円となっており、リニューアル後は近隣の市町村を参考としながら、1日当たりの利用料が、建物部分では売上額の20%、テント部分を売上額の10%、キッチンカースペースでは月額2,000円に改正したいとのことであります。

委員から、道の駅といえばトイレが利用しやすいとか、きれいだというイメージがある。地場産品販売施設リニューアル後も、隣接した既存のトイレの使用が基本と思うが、これを改修する予定はないかとの質疑に対して、執行部の説明によりますと、所有は県でありリニューアルに伴う改修の要望を上げているが、具体的な動きはないとのことであります。

重ねて委員から、せっかくきれいな施設をつくっても、隣接する既存のトイレが汚ければ、逆に地場産品販売施設のイメージが悪くなり、結局不評となるのではないか、道の駅が竜串観光のお荷物にもなりかねない。何とかオープンまでに市として一定のめどをつける改修工事を早期に行うよう要望してはとの意見が出された。

加えて委員から、県のトイレ改修について要望を上げているとのことであるが具体的な動きがないなら、以前、市街地で発生した火災時のときに、災害復旧について議会として県に協力要望を行ったように、トイレ改修についても議会として要望を上げたほうが進展するのではないかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、県も改修には予算が必要であり、県の判断

となるため、今後執行部と議会が一緒になって要望することはインパクトがあると思う。執行部からも県に、委員会で意見があり、議会からも要望したいという声があることは伝えるとの説明があり、了承いたしました。

### 3、議案第29号「工事委託協定の変更について」

執行部の説明によりますと、河川管理者である高知県と合併施工に係る協定を締結して実施している下ノ加江川他インフラ関連河川改修工事において、橋脚工事の基礎ぐい及び基礎部を施工した際に湧水が発生し、その対策工事を実施する必要がある、工事費の増加に伴う委託費の増加及び期間を延期する必要性が生じたことから、令和4年第2回定例会12月会議で令和5年度の債務負担行為の限度額の議決をいただき、令和5年3月会議において協定の金額内の総事業費及び協定の期間の変更を記載した工事委託協定第10回変更の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものとのことであります。

委員から、最終日に、急に議案を上程してきた理由について質疑があり、執行部から、令和5年3月会議当初に上程する予定であったが失念していた。こちらの不手際で申し訳ないとの説明があり、了承いたしました。

加えて委員から、令和4年第2回定例会12月会議で債務負担行為の限度額を議決していて、令和5年3月会議当初で上程することを失念していたということだが、今後このようなことがないように、慎重な業務遂行を要請するとの意見が出されました。

### 4、議案第25号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、1件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

次に、令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議で付託を受け、閉会中の継続審査となっておりました請願について、その審査の概要と結果について報告いたします。

### 5、請願第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する請願書について」

本件につきましては、今ノ山に計画される風力発電施設について、請願書には土佐清水市みんなでまちづくり条例第18条の市政に関わる重要な事項として位置づけられていることなどの要旨から、その是非を市民の総意として確認すべきであり、住民投票を実施するようとの請願であります。

この請願については、令和4年第2回定例会12月会議において、委員会審査では執行部の見解を求めるということで、継続審査になっており、令和5年2月6日開催の委員会において、執行部の見解を受けました。

執行部によりますと、令和4年6月会議で、陳情者からこの条例の第17条に基づくこの審議会の設置の陳情があり、今ノ山に計画している風力発電施設は、市の事業ではなく市が整備するものではないことから、条例第17条の規定に基づく審議会の設置は条例の趣旨から外れ

ているという認識の答弁があり、それを受けて、当時の産業厚生常任委員会は、全会一致で不採択、さらに本会議でも全会一致で不採択となった経緯があり、条例第18条の住民投票について、基本的には同じ認識を持っている。計画されている今ノ山の風力発電施設については、企業が法令にのっとってやっていることであるので、その認識で変わってはいない。また、他の第19条、第20条、第22条についても、特に環境保全等々が言われているというふうに認識しているとのことであります。

委員から、一番重要な部分は第18条の住民投票について市政に関わる重要な事項という部分であると思う。市長の権限が及ぶ事項や市が実施主体となる事項を想定していることから、この事業を企業がしっかり順序正しく行い、現段階に来ているので、住民投票を行うことはいかなるものかと考えるとの意見が出され、また、企業が法令に基づいて行っている事業であれば、それをこのみんなでまちづくり条例に照らし合わせてどうこうすることはできないということかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、みんなでまちづくり条例については、市の施策、市が行う事業等々において、市長の発議によって住民投票ができるというふうになっており、今回の事案については先ほど述べたように、市の事業ではなく、その有無において決定は国が判断することであるので、みんなでまちづくり条例にうたわれている住民投票の該当ではないというふうに認識しているとのことであります。

委員から、民間の事業であっても、市民生活に影響を及ぼすような事業であれば、こういう条例の中の住民投票が適用になる例があるのかとの質疑に対し、執行部の説明によりますと、基本的には市が行う事業というふうに認識しているが、市が直接ではなく、例えば原発やウラン廃棄物埋蔵施設などを市が誘致する場合について、この条例に基づいて市長が判断した場合は、住民投票が該当になる可能性はあるかもしれない。また関連になるが、全国的に住民投票については、住民からの直接請求によって条例を制定し、行っている事例がある。住民の直接請求というのは、有権者選挙人名簿に登録されている50分の1以上の署名があった場合について、市長に直接請求ができ、例えば、今回の今ノ山の風力発電に関する住民投票を行う趣旨の条例の制定について直接請求があれば、市長はその条例案を作って、議会に条例を上程し、議会がその条例を可決成立すると、市はそれに基づいて予算づけをして、住民投票を行うというようなやり方もあるとのことであります。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、議案4件については、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

請願について、令和4年12月16日開催の委員会で行った紹介議員からの説明等と合わせて、今回の執行部の意見等も踏まえ、採決の結果、賛成少数により、不採択となったこととすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（細川博史君） 以上で各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に総務文教常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

次に産業厚生常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。委員長は自席にお戻り願います。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休 憩

午後 2時55分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第5号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」、議案第6号「令和4年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）について」、議案第7号「令和4年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計補正予算（第4号）について」、議案第27号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」及び議案第28号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第11号）について」の補正予算案5件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第5号から議案第7号及び議案第27号から議案第28号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和5年度土佐清水市一般会計予算について」、議案第9号「令和5年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第10号「令和5年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」、議案第11号「令和5年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第12号「令和5年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」、議案第13号「令和5年度土佐清水市特別養護老人ホームしおさい特別会計予算について」及び議案第14号「令和5年度土佐清水市水道事業会計予算について」の当初予算案7件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第8号から議案第14号までの7件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「土佐清水市行政財産の目的外使用に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市高度無線環境整備推進事業基金条例の制定について」を採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市有料水道設備の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「土佐清水市地場産品販売施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号「土佐清水市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。



本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「四万十市、宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについて」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「工事委託協定の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、令和4年第2回定例会12月会議で付託した請願の審査結果について採決いたします。

請願第1号「今ノ山に計画される風力発電施設に関する請願書」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択でありますので、請願原案について採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決しました。

ただいま、市議会議案第1号「土佐清水市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君登壇)

○3番(弘田 条君) 市議会議案第1号「土佐清水市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が可決・成立したことにより、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることになったとのことであります。

これにより、各地方公共団体には個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されており、法の共通ルールの適用対象から除かれているということから、本市議会といたしましても、改正後の個人情報保護法の規定に対応し、個人情報の適正な扱いを確保するため、これまでの土佐清水市議会の所管に係る土佐清水市個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに土佐清水市議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

条例策定につきましては、全国市議会議長会において、改正後の個人情報保護法の規定に対応するよう作成された市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき作成するとともに、同じ自治体における個人情報の手続や取扱いにおいて差異が生じないように、執行部と協議・調整を行い、作成をいたしました。

協議事項の一つとして、罰則の経過措置について、執行部と協議して、その要否について確認をいたしましたところ、土佐清水市では、土佐清水市個人情報の保護に関する法律施行条例の附則において、旧条例の廃止に伴う罰則の経過措置を、旧条例の実施機関であった議会も含めて規定することになっていることから、当該施行条例の附則において、議会に関する罰則の経過措置も定めたことになることから、議会条例の附則において、当該経過措置を改めて規定する必要はないとの見解が示されておりますので、経過措置は設けておりません。

なお、条例に罰則規定を設ける場合は、検察庁との協議が必要とのことでありますので、昨年12月19日に高知地方検察庁へ、協議書とともに条例案を送付し、内容について検討をお願いいたしましたところ、2月6日付で「是正すべき点はないと思料する」との回答が届いてお

りますので申し添えます。

これを受けまして、3月14日開催の議会運営委員会におきまして協議を行った結果、議会運営委員会として市議会議案を上程するものであります。

御審査の上、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第1号「土佐清水市議会の個人情報保護に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し議題といたしたいと思っております。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、弘田 条君。

(3番 弘田 条君登壇)

○3番(弘田 条君) 市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年土佐清水市議会定例会1月会議におきまして、国立公園\*ジオパーク推進課の業務を観光商工課へ再編する「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」が全会一致で可決され、本年4月1日から施行することとされております。

これに伴い、委員会条例につきましても、第2条に規定する産業厚生常任委員会の所管のうち、国立公園\*ジオパーク推進課の所管に関する事項を削るほか、所要の改正を行うものであります。

御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案の理由説明とさせていただきます。

○議長(細川博史君) 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第2号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、原案に賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(細川博史君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま、市議会議案第3号「消費税インボイス制度の中止を求める意見書の提出について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前田 晃君。

(10番 前田 晃君登壇)

○10番(前田 晃君) 意見書の案文を読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

消費税インボイス制度の中止を求める意見書

今年10月から、消費税インボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。インボイス制度により、農林漁業者やフリーランスも含め全国約500万の免税事業者が、取引先や元請、業務委託先から「消費税課税事業者になりインボイスを交付するよう要求され、消費税の確定申告・納付が必要になる」「取引を断られる」「値引きや単価引下げを求められる」などの状況に追い込まれます。特に一次産業が多い地方自治体では、個人事業主・家族経営・高齢者の免税事業者が多く、経済的負担に加え、インボイス(適格請求書)発行の実務負担に対応できる状況ではありません。インボイス制度により、免税事業者は取引から排除され、廃業や倒産、雇用の喪失が懸念されます。課税事業者も、免税事業者との取引の際、免税事業者が課税事業者にならずに、インボイスを発行してくれなければ、仕入れ税額控除ができず、消費税確定申告時に自らの消費税の納税額が増え、経営危機に陥ります。経過措置、激変緩和措置等もありますが、時限措置であり、税額負担や実務の煩雑さが増すことになり

ありません。新型コロナ感染症、物価高騰の影響で、景気回復が見通せない状況のもと、インボイス制度により地域経済は回らず、さらなる物価高となり、国民生活へ大きな負担となることも懸念されます。消費税インボイス制度の中止を求めます。

以上であります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（細川博史君） 提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

ただいまから、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決いたします。

市議会議案第3号について、原案に賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（細川博史君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました意見書について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

日程第2「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細川博史君) 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣は、そのように決しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長職務代理者 副市長。

(市長職務代理者 副市長 磯脇堂三君登壇)

○市長職務代理者 副市長(磯脇堂三君) 議長のお許しを得ましたので、市議会定例会3月会議の散会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

3月会議におきましては、市長が不在の中、新年度の市政運営の基本となります令和5年度一般会計予算をはじめ、重要な議案の審議に当たり、微力ながら私が管理職をはじめ職員に支えていただき、市長職務代理の重責を務めることができました。

19日間の長きにわたりまして、議長はじめ各議員の御理解、御協力を賜り、何とか散会までこぎ着けることができましたことを、心から厚くお礼申し上げます。

提案いたしました令和5年度当初予算をはじめ、各議案、追加議案を含め、本日ここに適正なる御決定をいただき、深く感謝申し上げます。

審議期間中に、一般質問や各常任委員会を通じて議員各位から寄せられた貴重な御意見や御提言につきましては、今後、市政運営に生かしていきたいと思っております。

さて、新型コロナウイルス感染症の国内1例目が厚生労働省から発表されたのは3年前の令和2年1月16日のことでした。この間、政府から緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等が繰り返し発出され、私たちの社会生活は大きくさま変わりを余儀なくされ、日本経済は大きなダメージを受けてきましたが、ここにきて、政府による行動制限の緩和などにより経済は徐々に回復傾向を示してきております。

政府の発表によりますと、新型コロナウイルス感染症を5月8日より、感染症の位置づけが2類からインフルエンザ並みの5類に変更されます。これからは、ウィズコロナ、アフターコロナに取り組み、一日でも早くコロナ前の日常生活を取り戻せるよう取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いするものでございます。

皆様に御心配をかけております泥谷市長のこととございますが、先週より、本格的な治療を行っておりますが、いましばらく入院、療養期間が必要とのことで、私の市長職務代理期間を

明日3月25日から5月末まで延長いたします。微力でございますが、一生懸命努めてまいりますので、議員各位はじめ、市民の皆様方の御理解をお願いするものでございます。

最後になりますが、3月31日をもって退職する職員に議員各位よりねぎらいの言葉をいただきましたが、長年にわたり市政発展に御尽力を賜り、退職に当たり改めてこの場より、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。皆様方の御健勝、御多幸を心よりお祈りいたしまして、散会の挨拶とさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。

○議長（細川博史君） これをもちまして、令和5年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時26分 散 会



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員